

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度 第1回芦屋市消費者教育推進地域協議会
日時	令和5年8月23日(水) 午後1時30分～午後3時
場所	公光分庁舎南館会議室
出席者	会長 村木 亨輔 副会長 野本 知子 委員 村上 順子、永瀬 隆一、阪口 忠之、三谷 百香、 入江 祝栄、東矢 道明、尾上 昌希、田嶋 修
事務局	市民生活部長 大上 勉 地域経済振興課長 平見 康則、消費生活係長 宇田 明日香
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長・副会長の選出

(3) 議題

【議題1】令和4年度消費者教育推進計画の実績報告及び

第2次芦屋市消費者教育推進計画の各取り組みの総合評価について

【議題2】令和5年度以降の取組内容について

(4) その他

(5) 閉会

2. 提出資料

(1) 次第

(2) 令和2年～4年度の取組状況確認シート(基本施策①)

(3) 令和2年～4年度の取組状況確認シート(基本施策②)

(4) 令和5年～取組状況確認シート(基本施策①)

(5) 令和5年～取組状況確認シート(基本施策②)

3. 審議内容

(3) 議題

【議題1】令和4年度消費者教育推進計画の実績報告及び第2次芦屋市消費者教育推進計画の取り組みの総合評価について

(村木会長) 年度評価及び3年間の総合評価につきましては、消費者教育推進地域協議会として最終的な評価をつける必要があります。

まず、年度評価につきまして、所管課の評価のままでいいののかも含めて、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

(野本副会長) 資料1-1のP1のNo②ですが、所管課の評価はBとなっていますが、私はBかAでもいいかなと思います。前年もDからAに大幅に評価はアップしているのですが、リユースフェスタで来場者にリサイクルクイズという新しい試みを実施しており、前年度と同じではなく、工夫をして積極的な関わりをしているのでA評価でもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(村木会長) ありがとうございます。今のご意見に対してどなたかご意見等ありますでしょうか。

(村木会長) 特に意見がないということでしたら、反対の意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

(永瀬委員) 反対ではなく、質問なのですが、評価の基準はどのようにされていますか。啓発を行ったことが成功なのか、啓発を受けた対象者が学んだことを成功として評価するのか、評価基準はどのようになっているのでしょうか。参加人数等も把握できると、また評価も変わってくるように思うので、シートだけ見て判断するというのは難しいように思います。

(村木会長) もう一度、評価基準を事務局から説明をお願いします。

(事務局) 評価基準につきましては、ご覧いただいている資料1-1の左上に記載しております。

評価基準Aは新しい取組や、前年度実施した内容に加えてプラスの取組を行った。Bは前年度と同様、継続した取組を行った。または、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できなかったが代替の取組を行った。Cは達成できなかった。前年度に比べ後退した。Dは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定イベント等が実施できず、代替の取組も行えなかったという評価基準となっております。

(村木会長) ありがとうございます。先ほどの永瀬委員のご指摘も含めて、改めて評価基準を確認させていただきますと、確かにわかりづらいところもありますが、大まかにAとB、CとDで分別できるのかなと思います。何某かの新しい取組が実施できたり、前年度からの内容に加えてプラスアルファで取組を実施できた場合はA評価、前年度と同じような取組を継続して行った場合やコロナの影響で予定イベントは実施できなかったが代替の取組を実施した場合はB評価、そもそも目標が達成できなかったり、前年度行っていた取組よりも後退した場合はC評価、それから最後のD評価というのがコロナの影響でイベント等が実施できず、代替措

置もできなかったということで、大まかにできなかったというのがCとDで、できたけれど、どのようにできたのかという区別がAとBで、同じような取組をされたということであればB評価、何某かのプラスアルファの取組ができたということであればA評価というのが基準で、Bが悪くてAが良いという単純な基準でもないようですので、その辺りも含めて、先ほどの野本副会長のご意見に対して意見をいただければと思います。

(永瀬委員) そういう評価基準でありましたら、今回リサイクルクイズを実施しているので新たな取組だと思えます。

(村木会長) ありがとうございます。他の皆さまはいかがでしょう。

(事務局) 永瀬委員からのご指摘はごもっともなところで、No②について最終的な評価を委員の皆さままでご判断いただくこととなりますが、それとは別に我々行政は、色々な計画を持っており、どの計画にも共通するのですが、毎年毎年各所管が色々な取組を実施している中で、イベントの実施や研修を開催した等の回数報告にとどまってしまっており、本来その取組によって、まさしくこの計画の目的であります、消費者に賢くなっていただくという部分にどうつながったのかという効果検証がなかなか難しいところではあります。ですので、少なくとも、お勉強や情報提供の機会を充実させるということを主眼としてやっているのですが、今後新しい計画に沿って来年再来年とご評価いただく場におきましては、庁内で取組をやるだけではなく、どんな効果を見出せるのか、それを語るができるのかといったことも工夫できるのか宿題として持ち帰らせていただきたいと思います。今日のところは、取組実績に基づいてご評価いただければと思います。

(村木会長) ありがとうございます。今ご指摘いただいた点は若干私も気になっていた部分ではありまして、先ほど事務局よりご説明がありました資料1-1のP11⑩⑪の建設総務課をご確認いただきますと、令和4年度の評価は「B」、取組内容を伺いますと高齢者向けの研修や講演会を実施ではなく目指すという記載で、前年から比較するとDからBというご説明をされていましたが、これがどのように活かされるのかということが本来的な目標なのかなと思いますので、Bというのが果たして我々が感覚として持てるAからBのB評価になるのか、それとも取組だけを実施するB評価になるのかという小分け的なところが重要な視点なのかなと思いました。その辺りの意見を踏まえまして、そろそろまとめに入っていきたいのですが、先ほどの野本副会長の意見に対しての最終的なご意見はいかがでしょうか。特に反対がなければ、永瀬委員からもご指摘いただきましたようにBではなくA評価でいいのではないかと考えております。いかがでしょうか。

意見もないようですので、資料1-1のP1の②をBからAに改めさせていただきます。引き続き、年度評価に対して、何かご意見はございますでしょうか。

(野本副会長) 最後のP12⑫高齢介護課から郵送する封筒裏面に還付金詐欺の注意喚起の文言とイラストを掲載されたということで、私はとてもいいアイデアだと思いました。高齢者の方は目で見えるものの方が受け取ってもらいやすいのではないかと

日々の活動からも思っています、こういうアイデアもひとつの工夫になるのかなと思いますので、㊸もB評価ではなくA評価でいいのではと思いました。

(村木会長) ありがとうございます。資料1-1のP12の㊸も先ほどの評価基準に乗っ取って、評価をBではなくAでもいいのではないかというご意見でしたが、皆さまはのご意見はいかがでしょうか。事務局に伺いたいのですが、高齢介護課から郵送する封筒というのは具体的にどのようなものかご存じでしょうか。

(事務局) 手元に用意はできていないのですが、高齢介護課から市民の方へ送付する封筒にイラストを追加していると思います。

(三谷委員) 介護保険の通知や多くの高齢者にまんべんなく届くような封筒にイラストを見かけます。

(村木会長) 封筒の裏面の広告欄のようなところにイラストが入っているということですね。その点を含めていかがでしょうか。

特に反対の意見もないということですので、野本副会長の意見を参考にしながら評価基準をBからAに改めるといことになりました。

(野本副会長) このアイデアは本当にいいなと思っていて、成人式に行くと、色々なチラシをもらっていると聞いているのですが、芦屋市の子どもたちは中学校から私学に通う子ども非常に多く、そういう子どもたちは成人式に行かない子ども一定数います。市から送付される成人式の案内の封筒にイラストを入れたり、小学校に入学する時に届く通知のハガキにもこのアイデアは使えるのではないかなと。

そうすると、消費者トラブルについての色々な勉強をする機会がなかった30代くらいの方にも、小さな枠ではありますが、啓発に繋がるのではないかと感心しました。

(村木会長) 先ほど、事務局からのご説明もありましたが、民法という法律が改正された関係で、令和4年の4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、我々弁護士会でも啓蒙的な出前教育や活動を行ったりしているのですが、芦屋市の成人式は今20歳でされているのでしょうか。そうなれば、皆さん成人式の案内が届くころには、十分成人となっているわけですから、改めて注意喚起にもなり、非常におもしろいかもしれないと思いました。

他、何かございますでしょうか。

(事務局) 資料1-1のP12㊸の3年間の総合評価の記載漏れをしております。こちらは「B」となりますので、申し訳ございません。

(村木会長) 委員の皆さん、資料に「B」と補充願います。他に何かご意見ございますでしょうか。

(事務局) 先ほど、野本副会長よりご意見いただきました資料1-1のP12の㊸についてですが、資料1-2のP6の㊸にも同じ項目を記載させていただいておりますので、㊸の評価基準につきましてもBからA評価に変更させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(村木会長) ありがとうございます。資料の枚数も多いので資料1-1と資料1-2のすみわけを再度ご説明いただくと理解がしやすいと思います。

(事務局) 先ほど、ご説明させていただいたように基本施策を二つ設定させていただいており、一つ目は「消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」、二つ目は「参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上」となっております。基本施策が異なるため、資料1-1と1-2両方に同じ取組内容を掲載しているケースがあります。

(村木会長) 今、ご説明をしていただいたところを確認させていただくと、芦屋市消費者教育推進計画の冊子P22に基本施策1「消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」と基本施策2「参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上」があつて、それぞれにどのような取組がなされたのかというのが資料1-1と1-2になっております。取組の内容が共通するようであれば、両方の資料に項目として掲載されるので、先ほど、野本副会長よりお話があつた資料1-1のP12の⑫と同じ取組というのが資料1-2のP6の⑰にもあるということを前提に評価を見直すのが相当ではないかという事務局からのご意見だと理解しております。この点いかがでしょうか。

特に反対の意見もなさそうなので、同じように評価を変更していただくという事でお願いします。

資料の量も多いですが、理解も深まりつつありますので、引き続き、何かご意見はございますでしょうか。

(尾上委員) 先ほど野本副会長から資料1-1のP1②についてご意見をいただきましたので資料1-2のP2の③につきましても同様に評価の変更が必要だと思います。

(村木会長) ありがとうございます。反対のご意見がなければ、同じく変更をお願いしたいと思います。特にこれ以上意見がなければ、引き続き進めさせていただこうと思うのですが、何かご意見等ございますでしょうか。

(永瀬委員) 全体の整合性は事務局にお任せすればいいと思います。

(村木会長) ご指摘のとおりだと思います。他にも同じような修正箇所がございましたら、お手数ですが、適宜BからA評価に変更いただければと思います。

続きまして、3年間の総合評価という観点から所管課評価のままでいいのかも含めてご意見をお願いしたいと思います。

(村上委員) 資料1-1のP3の⑨ですが、令和2年は「D」、令和3年は「A」、令和4年は「B」という年度評価から、3年間の総合評価は「A」となっているのですが、総合評価の判断基準をお伺いできないでしょうか。

(村木会長) その点、事務局いかがでしょうか。

(事務局) 総合評価の評価基準につきましては、達成目標に向けて新しい取組など+αで行った場合は「A」、達成目標に向けて取組を行った場合は「B」、達成目標に向けて取組をできなかった場合は「C」となっております。

⑨につきましては、令和2年度はコロナの影響でイベントが中止になり、啓発活動ができていなかったのですが、令和3年度は新型コロナワクチン集団接種会場を利用し、啓発動画の放映をし、新たな取組を実施でき、令和4年もコロナ禍の代替イベントにて啓発活動を実施できたため、総合評価はAとさせていただきます。

- (村木会長) コロナの影響もあり、思うように活動ができない中で施策実施に向けて活動したことによる A 評価ということですが、再度評価について適切であるかどうかご意見ありますでしょうか。
- (田嶋委員) 行政の立場からお話させていただきたいと思うのですが、こういった3年評価になりますと、今回について令和2年度はコロナで活動ができていないということで、担当課としては「できなかった」という認識で D 評価をつけると思います。ただ、コロナが少し落ち着いてきた令和3年度については、各担当課が新たに色々な施策を実施しているので A 評価もしくは B 評価となっていると思います。次に令和4年度については、令和3年度で A 評価となっている取組と同じ内容を実施すると B 評価になるので、進化をし続けないと行政側として A 評価をつけるのは難しいと思います。
- (村木会長) ありがとうございます。総合評価の評価基準について、もう一度事務局に確認をしたいのですが、総合評価については、令和2年から令和4年度の各年度の取組をまとめて総合評価としているのか、前の3年（平成29年～令和1年）と比較しているのか、どちらになりますでしょうか。
- (事務局) 前の3年と比べて担当課は評価していると思います。
- (村木会長) 前の3年と比べて+αの取組があるかという判断基準で理解いたしました。その中で、先ほど、令和2年度がコロナで異常な事態が起こりましたので取組が実施できなかったこと及び令和4年度での上がり方を踏まえてAという補足説明もいただきましたが、比較するにあたり資料に前回の総合評価が記載されていないという点は気になるのですが、その点も含め、皆さんのご意見をいただきたいと思います。
- (永瀬委員) そもそも評価基準というのは、行政が考えた基準であり、我々がA評価だったら褒めて、B評価だったら叱るというわけでもないので、「なぜ、こんなですか」とお尋ねした時は「こういうルールで判断基準を設けています」と回答いただけたら、我々もそれを受け止めるだけです。前回の3年の時とはメンバーも変わって、わからない部分もあるとは思いますが、次回の会議までにきっちり判断基準を決めていただいて、ご説明をいただけると我々も迷わなくて済むと思います。
- (村木会長) ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思います。その点も含めて、再度事務局でも引き続き検討いただけたら有難いと思います。他に何か意見はありますか。
- (村上委員長) 先ほどの田嶋委員から+αの部分がなければB評価だのご説明いただき、自分の中で判断基準が明確になりました。
- (事務局) 総合評価の評価基準につきましても、年度評価と同様に資料に記載することと、比較先が前の計画となりますと、その実績を参考までに委員の皆さまに見ていただかないと、機械的に同じ基準でご議論いただくのに混乱させてしまうなど反省しております。

(村木会長) 年度評価における判断基準と総合評価における判断基準が変わるのであれば、それに関する説明がないとわかりにくいというご指摘はごもっともだと思います。

個人的には、コロナは先ほども言いましたように異常な期間だと認識しており、その前とその後で比較すると、やはりご承知のとおり、オンラインでの通信というのは非常に発達したのかなと思ひまして、例えばLINE電話でありますとか何某らのアプリを使って、それに伴って各層ごとの取り組む消費者教育も変わっていかねばならないのかなとか、意味があるのかないのかも含めて、ご検討いただけたらと思います。

【議題2】令和5年度以降の取組内容について

(村木会長) お手元にある資料2-1と2-2については、今後第3次芦屋市消費者教育推進計画を進めていく資料になりまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(村上委員) 何か変わった点はあるのでしょうか。

(事務局) 令和5年度の取組内容については、各担当課に照会をさせていただいているのですが、大幅な変更点は見受けられませんでした。

(村木会長) 他にご質問やご意見等がありますでしょうか。

(永瀬委員) 前回の会議の時にも一度お話をさせていただいているのですが、今回の計画に盛り込まれなかった話の中で、私は商工会の立場として来ていますので、物を売る側、サービスを提供する側として、この会議に出席しているのですが、私の前任者がよく言っていたのは、「どうも悪者で叩かれているような立場になっている」と。「みんながこんなひどい目に遭ったという話のした側にさらされている気分だ」ということで私が変わりに出てきたというところであり、決してそれを感じたことはないのですが、芦屋の中でも65歳以上の商売人は3割以上いますし、あるいは芦屋では女性の起業家多い中、消費者側もそうなんだけれども、提供する側も何が消費者トラブルになるのか、商売人の教育も消費者教育の一つに含まれるのかではないかと。計画には盛り込まれなかったのですが、我々の所管課は地域経済振興課なので、新たな取組として一つあってもいいのかなと思います。

平成24年に芦屋市消費者教育推進地域協議会が設置されてから、時間も経過していますので、消費者側とのトラブルで回転ずし店での迷惑行為であったり、店員に土下座させる行為諸々あって、クレームを飛び越えたカスタマーハラスメントを気にしているので、商売人側には「こんなことをしたら犯罪となりますよ」ということもありますけれども、お客様の方もここまですると犯罪に近づきますよといったお互いの教育、加えては、今回「ルフィ」で有名になりましたけれども、中学生や高校生が平気で特殊詐欺に関与されている中、市民もご家族がそういったアルバイトを始めるというようなことも認識として持たせるような、逆張りではないですけれども、物を売る側、サービスを提供する側への教育と、被害

に遭うばかりではなく加害者になってしまう消費者への教育この2点を何らかの形で追加してもらえないかということをお伺いしたいなと思います。

もう一つは、私は防犯協会の会長も務めさせていただいているのですが、生活安全推進連絡会に参加させてもらっています。以前からその会議とこの会議をなぜわけているのか疑問があって、おそらく行政の縦割りだけの理由なんだけれども、建設総務課では子どもに関するSNSトラブルの教育もやっており、それに引いては関連することだけど、この資料には出てこないというのは、おそらく、それだけ連携していないという結果になるのではないのでしょうか。

また、今年度から建設総務課から道路・公園課に組織が変わってしまったので、住民生活から離れた印象なので、非常に心配で似たようなことをやっているのであれば、一緒にやればいいし、違うことがあるなら共有しないといけないように思います。そのことも含めて、生活安全推進連絡会と詰めていただけたらと思います。

(事務局) まず、一点目につきましては、永瀬委員の仰っているとおり、消費生活センターは事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じていますが、事業者からの相談を受けることはできません。事業者から相談いただいた場合は、事業者相談専門の相談窓口を案内しております。

また、若者のトラブルに関しては、こちらでも何か啓発できないかと考えており、今年度は、芦屋高校の授業に参加させていただくという新たな取組を実施します。

二点目の生活安全連絡会との連携につきましては、私どもはオブザーバーとして出席させていただいているのですが、永瀬委員の仰るとおり、似たようなことをしているのは事実だと思います。芦屋市くらしの安全情報というツイッターでは、消費生活センターと道路・公園課で連携を取っているのですが、まだまだ連携を取れる部分はあると思いますので、こちらの方で検討させていただきます。

(事務局) 補足ですが、事業者側の教育について、クーリングオフや特商法の制度的なご説明であれば、消費生活センターの相談員の知識も活用できるかと思います。消費者教育というより商工の仕事内容としての関わり方になりますが、検討していきたいと思いますので、またご相談させていただきたいと思います。

(永瀬委員) もちろん、消費生活センターとしての答えは我々は期待しているわけではなく、以前は商店街に中学生が買い物とかの真似事をしていたのかもあったのですが、それも消費生活センターではできないことです。もちろん地域経済振興課の所管課にはなるのですが、この会議体としては、消費者側への教育できると思います。

交通安全にしても、消費生活センターですかといえば違いますし、今出した提案が消費生活センターとして断られるのは私としては意味がわかりません。

我々が勝手にやればいいということであれば、もともと検討はしていた事なので、この会議体でやらなくても、それは問題はないとは思っています。

(事務局) 個々それぞれの担当の中での取組にまで言及してしまっていて、ご指摘の主訴がずれてしまっておりますが、永瀬委員が仰っていますように、この会議には様々な分野のお立場からご出席いただきご意見を頂戴いただいております。当然、市

民の方からのご相談に消費生活センターを中枢に据えてというのも大きな取組として挙げているのですが、ご紹介しておりますとおり、消費者教育推進計画というものの基本施策に沿った目的を色々な具体取組を通じて全体的にレベルアップしていこうというためのご意見ですので、その点からいきますと、永瀬委員が仰るようなことにつきましても、例えば、区分でいきましたら、「民間事業者や地域の各団体様との連携及び協働事業の展開」というような項目もありまして、従前のところかというと、高齢者のトラブル防止のために福祉事業をされている事業者の方との連携といったところが報告した取組の実績にはよく入っているのですが、そこに限らず、若い方向けに色々なお客様が来られる事業者の方との情報連携ですとか、勉強会ですとか、逆にその中で事業者の方が困っておられる事といったことに関しましては取組を広げていくというような可能性は十分あると思います。

もう一点は、役所の縦割りをもとにということですが、我々もよく困るのですが、生活安全推進連絡会の防犯の絡みでいきますと、犯罪系の事後対処や予防の観点で皆さんに集まっていたくと、一方、消費者教育推進地域協議会では名のおり、犯罪まではいかない日常の消費者生活のお困りごととかを含めた犯罪に巻き込まれないように賢くなっていただくための取組みをしているというところで、防犯と啓発と教育というのは本当にニアリーな部分があると思います。ただ、警察様と連携して、犯罪の防止に努めたり、事後対処と一緒に動いたりというところはしっかり生活安全推進連絡会で持っていて、消費者教育推進地域協議会は世の中の新しい情報をキャッチして、若い方や高齢者等に向けて、どれだけ徹底的に啓発を行えるかというようなところを役割分担として考えているのですが、その中で行政の中での縦割りにとどまらないように両機関の役割分担と情報連携は重要だと思っておりますので関わっていただいている委員の皆さまにご不安やご不信感を持たれることのないように行政の中でしっかり連携していくことが大事だと思っております。

(村木会長) 先ほどの永瀬委員のご指摘は、私は実務的にやっていると、すごくもつともだと思ふところもありまして、どうしても法律からいうと消費者契約法、特定商取引法というのは、消費者、事業者という二択を迫る中で、商売をしていたから事業者、では、商売を何をやっていたかという、経験がない初めての方でも事業者という位置づけで、事業者を対象とした被害というものもあつたりしますし、昨今、法律の改正が流動的な部分も多くありまして、最近私が取り組んだテーマとしてデジタルプラットフォームという場の提供に関するトラブル被害に関しては、事業所側の認識も高めていかなければならないと痛感しますので、私の中では、「なるほど」という指摘を感じるところが正直あります。

先ほどもご指摘いただいたとおり、もともと今回の消費者教育推進計画の基本施策の一つの中に、「民間事業者や地域の各団体との連携及び協働事業の展開」というのが入っているようですので、あくまでも消費者向けに視点をクローズアップするというのではなく、両サイド側からの充実した高め方ができるのではないかと思います。他、何かご意見等ございますでしょうか。

(入江委員) 先ほど、カスタマーハラスメントの話が出てきましたが、芦屋市の方は割と個人でネットを通じて物を売ったりしている方が多く、周りにも見受けられます。お客様とのトラブルがあった場合はどうされているのだろうと思って、消費生活センターで相談ができないとなると、警察に行くしかないのだとは思いますが、お商売やお商売未満の方かもしれないですが、30代の方でも多くいらっしゃるのでは、事業者への啓発みたいなものをやると、自分のことだと思われる方はいらっしゃるのではないかと思います。

(村木会長) 今のご意見も非常に貴重な意見だと思います。東矢委員、最近の市内での被害状況はどんな感じでしょうか。

(東矢委員) インターネットで自分のカードが不正に利用されているとか、ネットバンキングからお金を引き出されているなどの相談が多いですが、結論からいうと、大手のカード会社やネットバンキングであれば、不正をされていたとしても、最終的に補填されるというのがほとんどのケースです。個人間で物を売ってのトラブルについては、減少傾向にあります。

(村木会長) ありがとうございます。私も消費生活センター相談員の方とお話する時には、昔はリアル店舗とかフェイストゥフェイスでのトラブルが多かったですが、最近では相手がよくわからないインスタグラムやツイッターなどで知り合った人から被害を被るといった相談や解決方法をよく聞かれます。なかなか相手の特定ができないと情報開示がどこまでできるかなど、難しい話にもなりますので、色々高め合う必要があると思います。

他に意見等ありませんでしょうか。

ないようですので、皆さまかたいいただいた意見をもとに、年度評価や3年間の総合評価を事務局側で適宜ご対応いただきたいと思います。

(事務局) いただいたご意見につきましては、各課へ報告し、今年度以降の取組に生かしていきたいと思えます。

なお、次回の協議会の開催は次年度の5月頃を予定しており、各担当課の取組実績を報告し、取組の達成度の低いものなどについて、問題点や改善点などアドバイスをいただきたいと思いますと思っております。

(村木会長) 以上で、本日予定されていた議題を終了いたします。ありがとうございました。